

退職金規程

第 1 条 【目的】

この規程は、就業規則（以下「規則」）第46条により、従業員の退職金について定めたものである。

第 2 条 【適用範囲】

退職金は勤続5年以上の従業員が退職又は役員就任時、その者（死亡退職の場合その遺族等）に支給する。

2. 退職事由が第6条第1号の各号何れかに該当する場合、勤続5年以上の従業員に退職金を支給する。

第 3 条 【適用除外】

この規程は規則第2条第2項により、パートタイマー及び嘱託等には適用しない。

第 4 条 【退職金計算の基礎額】

退職金計算の基礎額は、退職時の基本給とする。

第 5 条 【端数処理】

退職金計算において100円未満の端数が生じた場合、100円に繰上げる。

第 6 条 【退職金算式】

次の第1号の各事由により退職した場合、第2号に定める算式により支給する。

1. 事由

- ① 自己都合
- ② 私傷病
- ③ 休職期間満了
- ④ 会社都合
- ⑤ 死亡
- ⑥ 定年
- ⑦ 業務上の傷病

2. 算式

基礎額 × 支給率（別表①）

第 7 条 【勤続年数計算】

勤続年数の計算は、入社日から退職日（死亡した場合は死亡日）までとし、1年未満の端数は月割計算し、1ヶ月未満の日数は16日以上を1ヶ月に繰上げ、15日以下は切捨てる。

2. 規則第7条の「試用期間」は勤続年数に算入する。
3. 規則第11条の「休職期間」は、勤続年数に算入しない。

第 8 条 【不支給及び減額支給】

退職が規則第 60 条「懲戒解雇」に該当する場合、原則退職金を支給しない。但し、情状によって支給率を減じて支給することがある。

2. 無断退職した場合、退職金を支給しない。

第 9 条 【役員就任した場合】

従業員が会社役員に就任した場合、退職金を支給する。

第 10 条 【特別退職金加算】

功労者に対し、別に特別功労金を退職金に加算することがある。

第 11 条 【退職金支給】

退職日より 1 ヶ月以内に支給する。但し、業績の著しい低下又はその他やむを得ない事由がある場合、支給日を変更又は支給しない。

第 12 条 【退職金の支給方法】

原則従業員が指定する金融機関の本人名義預貯金口座に振込支給する。但し、従業員がこれに同意しない場合、全額を通貨により直接本人に支給する。

第 13 条 【受給権者】

退職金受給権者は、原則従業員本人とする。但し、死亡退職の場合、会社が認めた遺族等に支給する。

2. 前項の遺族は労働基準法施行規則第 42 条第 45 条の遺族補償の順位による。

附 則

1. 本規程は平成 29 年 07 月 21 日より施行する。
2. 本規程を改廃する際は、従業員代表の意見を聴取して行う。

令和 3 年 09 月 02 日 改正

別表① 退職金支給率

勤続	支給率	勤続	支給率	勤続	支給率
1年	0	11年	4.0	21年	9.0
2年	0	12年	4.5	22年	9.5
3年	0	13年	5.0	23年	10.0
4年	0	14年	5.5	24年	10.5
5年	1.0	15年	6.0	25年	11.0
6年	1.5	16年	6.5	26年	11.5
7年	2.0	17年	7.0	27年	12.0
8年	2.5	18年	7.5	28年	12.5
9年	3.0	19年	8.0	29年	13.0
10年	3.5	20年	8.5	30年以上	13.5